

平23福情答申第2号

平成 23年 9月22日

福岡市教育委員会 様
(学校経営部教職員課)

福岡市情報公開審査会
会 長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分等に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき、平成22年12月13日付け教教第1516号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成15年度に、×××の役員であった下記、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 3人の教諭の、平成15年、16年、17年、18年度の出勤簿」の一部公開及び非公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「平成15年度に、×××の役員であった下記、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇3人の教諭の、平成15年、16年、17年、18年度の出勤簿」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定及び非公開決定（以下「本件決定」という。）について、一部公開決定により非公開とした部分のうち、「職免」の記載については公開することが妥当である。

また、本件対象文書の出勤簿の1日単位の記載の中で、非公開部分と公開部分が重複しておらず、技術的に非公開部分と公開部分を分けることが可能な部分は、公開とすることが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成22年9月21日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

(1) 平成22年9月6日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成22年9月21日、実施機関は、本件対象文書のうち、「平成16年12月以前の出勤簿」については条例第11条第2項の規定により非公開決定を、また、「平成17年1月以降の出勤簿」については条例第11条第1項の規定により一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 平成22年11月12日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、平成23年2月21日付けの反論意見書及び同年6月8日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

- (1) 審査請求人は、△△△という民間団体に一部の教諭が頻繁に出入りし、教諭としての本来の職務を遂行しないことに対して問題を感じ、調査を行っていた。
- (2) 調査の結果、その活動に法的根拠がないことを知り、出張や職務専念義務の免除の形で同団体の活動への参加を認め、教諭としての本来の職務を全うしていないにもかかわらず、同教諭らへ給与・旅費を支払うことは違法であるとして福岡県知事に対し、同教諭らへ返還請求を行うように住民訴訟を起し、勝訴をしている。
- (3) 福岡市においても同様の状況が見られたため、×××の役員である教諭3名の出勤簿を情報公開請求したが、あるものは不存在とされ、また、公開された文書は一部黒塗りで審査請求人が求める情報は開示されなかった。
- (4) 審査請求人としては、行政機関の不正を追及するには情報公開請求により証拠を得るしかない。しかしながら、実施機関は、黒塗り部分は個人情報に当たると述べ、職務専念義務の免除に関しては、保存年限を過ぎ破棄されたため個別判断するための文書が存在しないとして、その実態を明らかにせず非公開としている。

また、実施機関は、平成15年頃における公開請求に対しては、職免の記載を公開し、その事由も公開している実態があり、今回の決定には矛盾がある。

このような実施機関の情報公開への姿勢は、条例第1条のいう「市民の知る権利の具体化」にも、「市民に説明する市の責務を全うする」にも反しており不当である。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成23年1月17日付け弁明意見書及び同年3月9日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

- (1) 弁明の趣旨

公文書の公開に関しては、条例第1条の目的に基づいてなされるものであると同時に、条例第3条において公文書の公開請求に関する権利の尊重と個人情報への配慮が、実施機関の責務として規定されている。

本件決定は、実施機関が、条例第1条及び第3条の趣旨を踏まえながら、公開義務等を規定する条例第7条に該当する部分があるかどうか、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書である県費負担職員の出勤簿（以下「出勤簿」という。）は暦年ごとに1枚の様式で、職名、氏名、年休総日数、日付欄からなり、日付欄には、当該日の勤務実態により、始業時において勤務場所に出勤した場合には当該職員が押印し、その他の場合には出張、各種の休暇、各種の休業、退職、職免、職免研修、振替、代休日、派遣等を表す記載がある。

なお、県費負担職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、各種休暇、休業及び退職に関しては、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定が適用され、職免に関しては、福岡市の職務専念義務の特例に関する条例等が適用される。

(3) 非公開理由について

出勤簿については、福岡市立学校文書分類表において保存期間は5年と定められている。また、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則第10条第1項においては、保存期間が満了した公文書については速やかに廃棄の手続をしなければならない旨規定されている。

よって、本件対象文書のうち平成16年12月以前の出勤簿については、保存期間が満了したため既に廃棄されており、存在しない。

(4) 一部公開理由について

本件対象文書のうち平成17年1月以降の出勤簿に記載されている情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、条例第7条第1号本文に該当する。一方、条例第7条第1号ただし書のウにおいては、「当該

個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報である時は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については非公開情報に含めず公開すべきである旨規定している。

しかし、年休及び各種の休暇、休業、休職の記載など休暇情報等は職務の遂行に係る情報には当たらないとされている。また、職免の記載については、職員が地方公務員法、福岡市の職務に専念する義務の特例に関する条例及び職務に専念する義務の免除に関する規則等の規定により、職務に専念する義務の免除を申請し、所属長の承認を得て職務に専念する義務を免除されていたことを示すものであり、職務遂行の内容に係る情報には該当しない。

仮に、上記非公開情報を公開した場合には、病気休暇、介護休暇等の個人の心身や家族の状況に関するプライバシー性の高い情報が明らかになる等の理由で当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 県費負担職員の出勤簿については、「福岡県職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号）」及び「福岡県職員勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年福岡県人事委員会規則第5号）」等をもとに、福岡市教育委員会が定めた、「出勤簿取扱要領」に基づいて、職員の勤務実態の把握に資することを目的として作成される。
- (2) 出勤簿は、職員1人につき暦年ごとに1枚の様式となっており、職名欄、氏名欄、年休総日数欄、1月1日から12月31日までの各日付欄で構成されている。
- (3) 日付欄には、職員が勤務日の所定の出勤時刻に出勤したときは、当該各日付欄に本人の印を押印し、出勤したという事実を示すほか、出張した場合は「出張」、職務専念義務の免除を受けた場合は「職免」、休暇等を取得した場合は「年休」等の記載がされるもので、職員が出勤した後に休暇等を取得した場合

には、出勤の押印を重ねて休暇等の記載がなされる。なお、出勤簿取扱要領上では、「1日に2種類以上の整理を要する事実が発生した場合は、整理を要する事実が発生した順に、最初の1種類のみ記入するものとする。」とあるが、本件対象文書には1つの欄に複数の情報が記載されている箇所が認められる。

(4) 実施機関は、本件対象文書のうち、平成16年12月以前の出勤簿については、保存期間が満了し、保有していないことを理由に非公開決定を行った。また、平成17年1月以降の出勤簿のうち、年休総日数欄、各種の休暇、休職、休業の記載、「職免」の記載は、個人に関する情報であり、公開した場合に個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、条例第7条第1号本文の非公開情報に該当するものとして非公開とする、一部公開決定を行った。

2 平成16年12月以前の出勤簿について

条例第41条において「実施機関は、この条例の適切かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を規則その他の規程で定め、これに基づき公文書を適正に管理しなければならない。」と規定している。実施機関においては、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則(平成14年教育委員会規則第13号)及び福岡市教育委員会公文書規程(平成18年教育委員会教育長訓令第4号)に基づき管理されているところである。

この公文書規程に基づき、実施機関は福岡市立学校文書分類表を作成し、本件対象文書である「県費負担教職員の出勤簿」については保存期間を5年と定めている。本件対象文書のうち、平成15年の出勤簿については平成21年1月に、平成16年の出勤簿については平成22年1月にそれぞれ保存期間が経過しており、同規程等に定められた廃棄の手續に則り廃棄済みであることを当審査会で確認した。

以上のことから、平成16年12月以前の出勤簿について既に廃棄し保有していない文書として、不存在とした実施機関の決定は妥当であると判断される。

3 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

また、個人情報について、条例第7条第1号ただし書のウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第1号本文該当性

本件対象文書には、本件職員の職名、氏名、年休総日数のほか、出勤、出張、休暇取得の状況が記載されており、これらの各情報は、個人を識別できると認められるため、個人に関する情報として条例第7条第1号本文に該当するものと認められる。

(3) 条例第7条第1号ただし書のウ該当性について

その上で、実施機関が本件決定で非公開とした、職免、年次休暇その他の休暇等情報の記載及び年休総日数が同号ただし書のウに該当するか否かについて、以下のとおり検討する。

- ① 本件においては、出勤簿そのものが公開請求の対象となっている。その中の「職免」の記載は、職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第6号）及び職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和47年人事委員会規則第7号）に基づき、職務に関連する研修を受ける場合など、公務員の職務遂行に当たっての基本的な義務である職務専念義務が免除されたものであるが、職務と関連する特

定の事由により本来の職務への従事を免除されたという事実は当該公務員の職務遂行に関する情報というべきであり、まして、その個別具体的な理由が明らかになるわけでもないから、私事に関する情報には当たらない。

- ② もっとも、職免の理由は様々であるため、その理由を明らかにすることで、「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」となることも否定できない。しかしながら、本件においては、上記のとおり出勤簿における「職免」という記載のみであり、その理由までも明らかにするものではないため、そのようなおそれも認められない。よって、本件における「職免」という記載は、条例第7条第1号ただし書のウに該当し、公開されるべきである。

なお、実施機関が平成15年頃における公開請求に対しては「職免」の記載等を公開しており、今回の決定と矛盾がある旨の審査請求人の主張については、実施機関によれば、これは、職免を全面的に公開対象としたものではなく、職免自体は条例にいう「職務の遂行の内容に係る部分」ではないため原則的には非公開としつつも、×××の業務の在り方という観点から、従前より公開してきていたことによるもので、本件対象文書においては、「職免」の記載のみであるため、当該部分は非公開としたとのことである。もっとも、当審査会としては、既に述べたように、「職免」の記載そのものは、公開されるべきであると判断しているのであるから、前記の結論を左右するものではない。

- ③ 一方で、その他の休暇情報の記載及び年休総日数についての記載は、職務の遂行を離れた、職員の私事に関する情報であり、そもそも職務遂行に関する情報とは認められない。よって、これらの情報は、条例第7条第1号ただし書のウには該当しない。
- ④ ところで、地方公務員の年次休暇については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条等で認められた権利の行使であり、原則として取得の理由も問われない。そのため、当審査会では、条例第7条第1号ただし書のウ該当性の検討にあたって、単にその取得をした情報だけを公開することが個人のプライバシーの侵害に繋がるか否かの視点からも議論を行ったが、年次休暇は、正規の手続をとった上で、職務を離れ自由に取得したものであるから、そもそも公務員等の職務遂行情報に当たらず、条例第7条第1号ただし書の

ウに該当しないとの結論に至った。

(4) 部分公開について

条例第8条第1項は「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定する。

本件出勤簿においては、前記1の(3)のとおり、出勤印に、「年休」、「出張」等の記載が重複している場合があるところ、公開部分と非公開部分の重複があった場合には、非公開部分を物理的に除くことはできないから当該部分は非公開とならざるをえない。しかし、本件出勤簿において、1日単位のます目の記載の中で、非公開部分と公開部分が重複しておらず、技術的に非公開部分と公開部分を分けることが困難でなければ、前記規定の趣旨に照らして、当該部分を公開とするべきである。

4 審査請求人のその他の指摘について

審査請求人は、本件決定の妥当性に関する主張とは別に、公開請求を行うに当たっての実施機関及び情報公開室の応対等についての批判・意見を述べている。その指摘にもあるように、実施機関等は、条例の趣旨に基づき、情報公開の適切な制度運用に努めていくべきことはいうまでもない。しかし、これらは本件決定の妥当性と直接関わるものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年12月13日	実施機関からの諮問
平成23年1月17日	実施機関が弁明意見書を提出
平成23年2月21日	審査請求人が反論意見書を提出
平成23年3月9日(第1部会)	実施機関より意見聴取
平成23年4月20日(第1部会)	審議
平成23年5月11日(第1部会)	審議
平成23年6月8日(第1部会)	審査請求人より意見聴取
平成23年7月13日(第1部会)	審議
平成23年8月3日(第1部会)	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏, 多田利隆, 馬場明子, 福山道義